

2013年後期 江戸の古本屋 多様な業態

第9回 江戸の特殊な書物事情 1 本と草の〈本〉

はしぐち 橋口
こうのすけ 侯之介



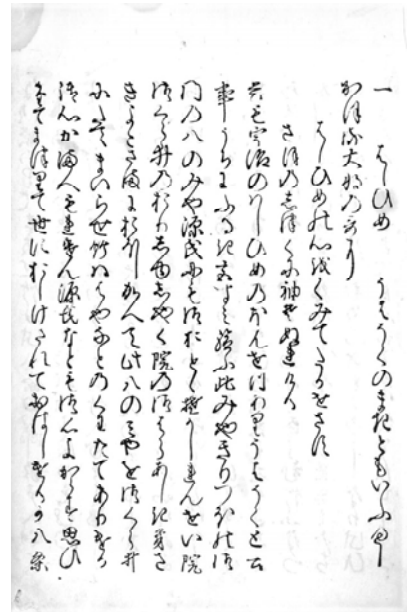
江戸時代の和本は、専門的で硬派の〈物之本〉と浄瑠璃本や草双紙のような大衆向け〈草紙〉にわかれ、その二重構造が維持された。今回はそのうちの〈本〉の部分を解明する。

活字版から木版本へ

西暦1600年前後、活字を用いた出版が始まった。江戸時代の間も細々と続くが、とくにこの江戸時代初期の活字版を「古活字版」という。その頃、キリスト教の布教を目的とした宣教師による出版もあり、経典だけでなく日本語の文学書（平家物語やイソップ物語など）も活字版で出した。しかし、まもなく禁教となり発展しなかった。

古活字版はわずか20年ほどしか続かなかったが、意義はあった。仏典ばかりでなく、漢籍、医学書や『源氏物語』などの古典文学、さらには書き下ろしの当代小説である仮名草子などの幅広い出版となったことだ。

→古活字版『源氏小鏡 宇治十帖』。一字一個の活字でなく、連綿(続け字)単位で活字にしている



商業出版の開始は、物之本から

古活字版の出現は、出版が商業化できる可能性を示した。その結果、西暦1600年代の早い時期から本屋（現代の出版社と書店を兼ねる）による出版が始まった。1620年代の寛永期になるとさらに急増する。

その内容はまず、仏教書で始まる。中世までの寺院に出版技術があったからである。そこから、寺院の近辺にある町衆（まちぢゅう、ちょうのしゅう、中世末から京都で出現した自治的な人たち。商人ばかりでなく、医者や職人など）の中から出版をする本屋が生成され、漢籍、医学書や仮名文学を手がけるようになった。その後、二百数十年間、めざましく発展し、広大な書籍の世界の基礎はここでできた。

活字でなく、木版印刷だから発展できた

日本の書物には、ただ文字を並べただけのテキスト印刷とは異なった文化があった。漢文の訓点、古典の注釈、振り仮名など独特の方法があった。文学書は挿絵を多用した。

→寛永20年(1643)刊『四書集註』の刊記。道伴という版元



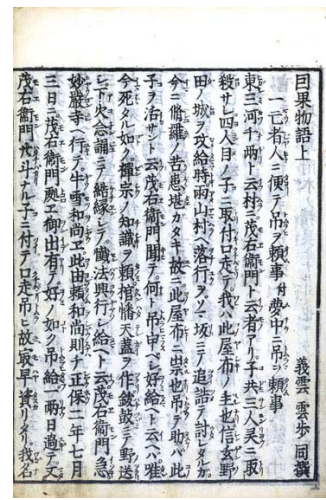
収益を求める商業出版では、そうした需要を満たすためには、活字はかえって非生産的で、木版の方が技術的に対応できた。制作コストはかかるが、何度でも増刷ができるので結局安いコストでった。新しい本屋はこちらを採用した。

困った海賊版対策

商業出版は最初の百年間は京都が中心だった。江戸や大坂では細々と開始されただけだった。

大坂が盛んになるのは17世紀末からで、西鶴の登場が大きい。江戸では明暦の大火（1657）の後ようやく出版が軌道に乗るが、最初は京都のまねごとに過ぎなかった。

17世紀中、京都では出版点数が増加してきたが、そこで問題が起きた。勝手な海賊版（当時は重板といった）や、真似した本（類板といった）がたくさん出た。この重板や類板に手を焼いて、対策に躍起となった。→同じ鈴木正三作の仮名草子『因果物語』平仮名本、片仮名本。内容を変えた類板にあたるが、江戸時代前期はフリーだった



同業者組織をつくり、その集団の力で奉行所とかけあい、幕府の禁書*を出さないようにするかわりに、重板や類板を取り締まるように求めた。元禄11年には京都と大坂でこれが認められ、本屋仲間が結成された（京都では書林仲間ともいった・江戸はまだ組織化されなかった）。

*18世紀初頭までの禁書とは、キリシタンにかんする内容物、好色物、事実に基づかない風説の本など。キリシタンものを除くと抽象的で、あまり取り締まりの実効性は伴っていなかった。

本屋仲間

重板類板は、業界の首を絞める問題だったが、厳しく仲間内で対処したので、しだいに減少していった。遅れて江戸でも享保6年(1721)には仲間が結成された。

八代将軍吉宗のとき、むしろ商工業組織を幕政に取り入れるほうが得策であるという考えが主流となった。吉宗が将軍となる直前の時代は、不景気のどん底だった。金銀鉱山は枯渇し、幕府財政は破綻寸前、諸物価は高騰していた。それを打開するために、農村での年貢増徴政策、倹約の奨励などと並んで商業政策を改めた。とくに物価統制策の一環として仲間組織の解禁を打ち出したのである。それで本屋も三都で仲間ができた。

享保の出版条目

こうして、仲間が公認された翌年、享保7年11月に有名な出版条目が発布される。

- 1 新しく出版する書物に、みだりに異説を取り混ぜたようなものを固く禁ずる。
- 2 好色本は風俗を害しているのので、既刊のものは内容を改めるか絶版にすること。
- 3 人の家筋、先祖のことなどを書いて流布することを禁ずる。
- 4 今後新しく刊行する書物はすべて、作者、板元の実名を奥書として示すこと。
- 5 権現様（徳川家康）についてはもちろん徳川家の事柄を書いた版本・写本を以後禁ずる。
- 6 今後、仲間をよく吟味して違反のないように心得ること。

これは、以後幕末まで有効な基本法令となった。

幕府にとっては仲間があると本屋に自主的な書物の検閲をさせることができ、こうした触れを有効にすることができた。本屋の側では、懸案だった本屋間の重板類板に対抗する組織力を得たことにメリットがあった。双方の意向が一致した政策だったのである。

出版するときには、いったん町年寄の配下に入り、さらに奉行所の許可を得る制度になっていた。奉行所の役人は、本屋や書物のことを直接関知していたわけではなかった。ほとんどのことは仲間内で処理され、問題がおきると町年寄の判断を受けた。それでも解決しないと奉行所の判断を仰ぐという仕組みだったのだ。奉行所は、南町・北町奉行所が月番で交代していたが、どの月であっても書物関係は北町の扱いだった。許可の出ない本は絶板といって、板木を没収・廃棄したが、そう多くない。

仲間の実態

新たに公認された本屋仲間は、構成する本屋の中から行事（大坂では行司と記されたが、職掌は同じ）を互選し、代表者として奉行所の配下に入るようになった。

この結果、江戸ではおよそ150軒、京都では200軒（時期によって増減する）、大坂でははじめの30軒が19世紀初頭には300軒まで増大する。本屋は仲間に加えると「本屋仲間株」を取得できる。会員はこの株によって保証されていた。人数に制限はなく、そういう意味で排他的なほかの業種とは異なる。

仲間に入ると、出版をし、それを販売ルートに乗せて売る権利を得た。とくに本を出すこと、すなわち板木の権利をもつことを**板株**というが、それを重要視した。いわば現代の著作権に相当するものである。

仲間は、江戸・京都・大坂の**三都**を中心に組織化されたが、これら都市間でも相互に本の流通をおこなっていた。江戸の本を上方に売ること、その逆もできるようになっていた（1794年には名古屋でも仲間が結成され、三都から四都体制になった）。

仲間行事の仕事

本屋は刊行したい本があると、その元原稿を用意する。これを行事に提出する。申請者を開板願人（ねがいじん）といった。行事は差し支えなしと判断すると、それを町年寄などの町役人を経て奉行所へ差し出す。それで許可（免許）が出ると、行事から印の捺された「添章そえしょう」という証明書が出る。仲間備え付けの「割印帳」に調印する。これが基本の原簿となり重要だった。『享保以後江戸出版書目』として今日まで残っている。

添章が出たことは三都のほかの都市の仲間にも知らせて、その土地の添章を発行した。そこではじめて全国的に流通させることができるのである。

本屋の商売

出版は本屋の顔だが、それだけでは十分な収益はあげられない。むしろ出版はそう儲からないものである。本屋の多くは親から子へ代々続き、中には1620年代に誕生以来、明治初期まで続いた店も少なくない。

続けられるのは、出版だけでなく、本に関する幅広い業務をこなしていたからである。とくに古本は重要な柱だった。

江戸時代の本屋の商法は、店売だけでなく、顧客に直接入荷を知らせる案内を出して注文をとった。ちょっとした「古書目録」である。地方の人もこれで買えた。

顧客の側も、方々の本屋と接することで収書をした。全国に個人のコレクターが生まれるのも江戸時代である。地方の状況がわかってきており、学者や寺院だけでなく、庄屋や町役人寺子屋の師匠などのところで本を集める人が増大した。そういう人は、周辺の人に貸し出しをしており、町の図書館のかわりとなった。その本集めには、新本だけでは間に合わない。古い本、いわゆる絶版本、写本、輸入中国書（唐本）、書画にいたるまで豊富な品揃えが本屋の仕事だった。それをこなしたのが本屋の古本部門。多くは主人がおこない、目利きになっていく。

このように本を書く著者から、出版元となる本屋、流通を担う者、読者にいたる関係が密接で、とくに本屋はこれらを一手に行ったので、一般読者との垣根が低く、意識が直接把握できた。現代とはちがう。

参考文献

『和本入門一千年生きる書物の世界』、橋口侯之介、平凡社ライブラリー

『江戸の本屋と本づくり一統和本入門』、橋口侯之介、平凡社ライブラリー